

堺市立さつき野コミュニティセンター
指定管理者協定書

＜支払協定書＞

目 次

第 1 条（目的）

第 2 条（指定管理料）

第 3 条（指定管理料の変更）

第 4 条（指定管理料の支払）

第 5 条（協定の変更）

第 6 条（疑義の取扱い）

堺市（以下「甲」という。）と〇〇〇〔〇〇〇、〇〇〇及び〇〇〇からなる共同企業体〕（以下「乙」という。）とは、〇〇年〇月〇日に堺市立さつき野コミュニティセンターの管理に関して締結した基本協定（以下「基本協定」という。）に基づき、乙が管理する施設（以下「管理施設」という。）の指定管理料の支払いに関する協定（以下「支払協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この支払協定は、管理施設の管理業務（以下「本業務」という。）実施の対価として支払われる指定管理料を定めることを目的とする。

（指定管理料）

第2条 甲は、 年 月 日から 年 月 日までの期間における管理施設の運営にかかる費用を、指定管理料として、乙に対して次のとおり支払う。

(1) 指定管理料総額 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

(2) 前項の指定管理料について、各会計年度における支払額は別表1のとおりとし、乙は、年〇期に分割し前金払いとして甲に請求するものとする。

（指定管理料の変更）

第3条 甲は賃金スライド制度に基づき指定管理料の変更の必要が生じたときは、前条に定める指定管理料を変更することができるものとする。

2 甲又は乙は、前項のほか経済状況等の著しい変動その他の特別な事由により、前条に定める指定管理料が不適当となった場合には、相手方に対して通知をもって指定管理料の変更の協議を申し入れることができるものとする。

3 甲又は乙は、前項の申し入れを受けた場合は、協議に応じなければならない。

4 指定管理料の変更の可否や、変更金額等については、前項の協議により決定するものとする。

（指定管理料の支払）

第4条 乙は、甲に対して第2条第2号の規定により指定管理料の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に指定管理料を支払わなければならない。

（協定の変更）

第5条 本業務に関し、本業務の前提条件や内容が変更となったとき又は特別な事情が生じたときは、甲と乙の協議の上、本協定の規定を変更することができるものとする。

(疑義の取扱い)

第6条 基本協定において支払協定で定めるとしたもので、この支払協定に定めのない事項又はこの支払協定に関し疑義が生じた事項については、甲、乙協議して定める。

この支払協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

年 月 日

甲

住 所

名 称 堺 市

代表者 堺市長 ○○ ○○ 印

乙

住 所

名 称

代表者 印

(別表 1)

	第 1 期分 (○月)	第 2 期分 (○月)	第 3 期分 (○月)	第 4 期分 (○月)	合計
○年度	円	円	円	円	円
うち取引に係る消費税 及び地方消費税の額	円	円	円	円	円
○年度	円	円	円	円	円
うち取引に係る消費税 及び地方消費税の額	円	円	円	円	円
○年度	円	円	円	円	円
うち取引に係る消費税 及び地方消費税の額	円	円	円	円	円
○年度	円	円	円	円	円
うち取引に係る消費税 及び地方消費税の額	円	円	円	円	円
○年度	円	円	円	円	円
うち取引に係る消費税 及び地方消費税の額	円	円	円	円	円